

議案第 46 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成 26 年 5 月 12 日

三朝町長 吉 田 秀 光



## 専決第5号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成25年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分をする。

平成26年3月31日

三朝町長 吉 田 秀 光



平成 2 5 年 度 三 朝 町 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

( 第 3 号 )



平成 2 5 年度 三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 5 年度三朝町の下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

繰越明許費の変更は、「別表 繰越明許費補正」による。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日 専決

三朝町長 吉田 秀 光





別表 繰越明許費補正  
( 変 更 )

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 建 設 改 良 費	1 流域下水道整備事業費	流域下水道事業負担金	千円 3,662	流域下水道事業負担金	千円 2,252